

生徒心得

第1章 総則

- 1 本校教育の方針に則り、教育目標を常に念頭におき、人格の完成をめざして努力する。
- 2 信義と責任を重んじ、寛容と協力の精神を尊ぶ人間関係を確立する。
- 3 学校生活を通じて、りっぱな社会人となる教養を身につけ、いかなる困難にも耐えうる強い意志を育てる。

第2章 校内生活について

- 1 礼儀を重んじること。
 - (1) 教職員に対しても、生徒間においても挨拶を交わすこと。
 - (2) 外来者に対しては会釈し、親切に対応すること。
- 2 相互に人格を尊重する言葉遣い、態度を心がけること。
- 3 何事も話し合いによって解決し、暴力に訴えないこと。
- 4 校舎、校具を愛護し、環境の美化に努めること。破損または紛失したときは、ただ

ちに教職員に届け出ること。

- 5 規律を守り、時間を厳守すること。
 - (1) 始業（HR、授業）、昼食、下校時刻。
 - (2) 校舎内では静粛にすること。
 - (3) 所用なく、他の室に出入りしないこと。
 - (4) 登校後は放課まで校外に出ないこと。
やむを得ない理由があるときは、外出許可の手続きを行うこと。
- 6 部室は始業より放課までは使用しないこと。
- 7 男女の交際は明るく清潔であること。
- 8 次のような行為は必ず事前に学校の許可を受けること。
 - (1) 校内で訪問者に面会すること。
 - (2) 集会、結社、宣伝、掲示をすること。
 - (3) 金銭、物品を集めること。
 - (4) 金銭の貸借をすること。
 - (5) 学校の備品、施設を使用すること。
 - (6) 校内で火気を使用すること。

第3章 校外生活について

- 1 校外においては高校生としての自覚を持ち、品位ある行動をすること。
- 2 交通規則および交通道徳を守り、危険防

止につとめること。特に列車やバスを利用する通学生は駅構内および車中において言動に注意し、他人に迷惑をかけること。また、関係職員の注意に素直に従うこと。

- 3 オートバイの使用は原則として禁止する。(全国高等学校PTA連合会の申し合わせに従い「3ない運動」(運転免許は取得しない、運転しない、購入しない)による指導を実施しており、オートバイ等の運転免許取得は原則として禁止している。)
- 4 登下校時には制服を着用すること。
- 5 外出にあたっては必ず家族にその行先、帰宅時間を告げ、承諾を受けること。特に夜間の外出は事故や不良化の原因となりやすいので慎むこと。夜間外出の必要があるときは保護者同伴とし、一人で外出しないこと。
- 6 宿泊を伴う旅行は必ず保護者の許可を受け、学校所定の届けに、日程、目的などを明記し許可を受けること。
- 7 アルバイトは原則禁止とするが、やむなくアルバイトをするときは条件により許可する。ただし、長期休業中は許可を得てア

ルバイトをすることができる。

- 8 生徒の本分を自覚し、次の禁止事項を厳守すること。
 - (1) 喫煙、飲酒
 - (2) 覚醒剤などの薬物に手を出すこと
 - (3) 窃盗、万引き
 - (4) いじめ、嫌がらせ、暴力、迷惑行為
 - (5) 深夜徘徊や無断外泊
 - (6) 不良交遊、不純異性交遊
 - (7) 出会い系サイトの利用
 - (8) パチンコ店や飲酒を伴う店への出入
 - (9) 無断免許取得
 - (10) 自動車やオートバイの運転
 - (11) 暴走族への加入や暴走行為
 - (12) 無許可アルバイト
 - (13) その他非常識行為、社会的不良行為
- 9 映画は良識を持って有益なものを選んで鑑賞すること。
- 10 休暇中は生活が不規則になりがちなので生活設計をたて、有意義に過ごし、特に次の事柄に留意すること。
 - (1) 不得意科目の復習、得意科目の専門的研究および有益な読書。

(2) 健康に注意し平素治療できない疾病の治療。

(3) 出校日には必ず登校すること。

(4) 本人および家庭に事故が発生した場合はすみやかに学校へ連絡すること。

第4章 服装・所持品について

1 服装はすべて質素・清潔・端正で、品位あり、華美でないものとする。実習や体育の授業、部活動の時には規定の服装を着用すること。それ以外は登下校を含めて規定の制服を着用すること。

2 制服

(1) 男子制服規定

① 冬服 本校規定のブレザー、シャツ、ネクタイ、ズボン、ベルトとする。

② 夏服 本校規定のシャツ、ズボン、ベルトとする。

(2) 女子制服規定

① 冬服 本校規定のブレザー、ブラウス、ネクタイ、スカートまたはズボン、ベルトとする。

② 夏服 本校規定のブラウス、スカー

トまたはズボン、ベルトとする。

(3) 更衣については次のとおりとする。ただし、気候の関係および体調によってはこの限りではない。

① 夏服 6月1日

② 冬服 10月1日

(5月1日～10月31日を合服としてもよい)

ただし、3年生は進路指導の都合によりこの限りではない。

※合服とは冬服のブレザーを取ったものである。また、本校規定のベスト、セーターを着用してもよい。

(4) ベルト

本校規定のベルト。

(5) 靴 下

男子女子とも白、グレー、黒、紺とする。

タイツ・ストッキングはベージュまたは黒(100デニール以上)。

(6) 防寒着

① コート・マフラー・手袋等は登下校

時に限り着用してもよい。

- ② 本校規定のベスト，セーターはブレザーの下に着用してもよい。

3 履き物

- (1) 運動靴，革靴とし，高校生らしいものとする。
(2) 上履きは規定スリッパとし，前面に科名・氏名を記入すること。

4 かばん

機能的で華美でないものとする。

5 頭 髪

髪型は高校生らしいものとし，毛染め，脱色，カール，パーマメントなどはしてはならない。

6 その他

- (1) 指輪，ピアス等の装飾品はすべて着用しないこと。
(2) 化粧，マニキュア等はすべてしないこと。
(3) 学習活動に必要でないもの，風紀を乱すものや危険のおそれのあるもの等は携行してはならない。
(4) やむなく規定以外の服装をするとき

は，担任・生徒課の許可を受けなければならない。

第5章 交通規定について

本校生徒の交通に関する規定は次のとおりこれを定める。交通法規を遵守し事故のない，明るい学校生活を送るよう努めなければならない。

1 自転車に関するもの

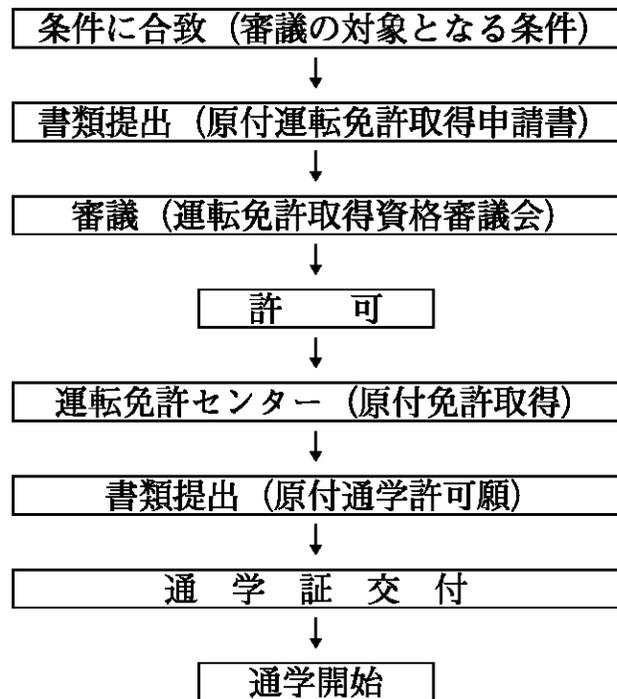
- (1) 自転車で通学しようとする者は，所定の用紙により届け許可を受けること。
(2) 通学許可を受けた自転車は，必ず学校規定の許可プレート・マークを所定の位置につけ，定められた場所へ置き，必ず施錠すること。
(3) 防寒のための衣服の着用を認める。また，雨天時の通学には必ず合羽を着用すること。
(4) 自転車は貸借しないこと。
(5) 改造しないこと。

2 原動機付自転車（以下原付と呼ぶ）に関するもの

- (1) 原付通学について
原則として運転免許を取得しない。た

だし、審議の対象となる条件を満たす者については、原動機付き自転車取得申請書を提出し、運転免許取得審議会において許可された者に限り原付通学を許可する。その際、以下(4)～(7)の条件は遵守するものとする。

(2) 原付バイク通学許可までの流れ



(3) 審議の対象となる条件

① 公的交通機関が僅少かつ不便で、下記の条件を満たす場合。

ア 学校から自宅までの距離が8km以上かつ最寄りのJR駅（井原鉄道・水島臨海鉄道を含む。以下同じ）から自宅までの距離が平坦地については5km以上、または高低差の著しい場所については3km以上あること。
なお、地理的条件・交通の便等の諸条件を考慮する。

イ 原付バイクでの通学距離の上限は35kmとする。

② その他、特に必要と認められる場合。

(4) 運転免許取得に関する条件

① 「原付通学説明会」に保護者同伴で出席すること。

② 原動機付自転車運転免許であること。

③ 原則として、受験は長期の休業日を利用すること。（免許取得のため学校を欠席してはならない。）

④ 免許取得者は学校が行う交通安全のための指導を受けること。

(5) 原付通学に関する条件

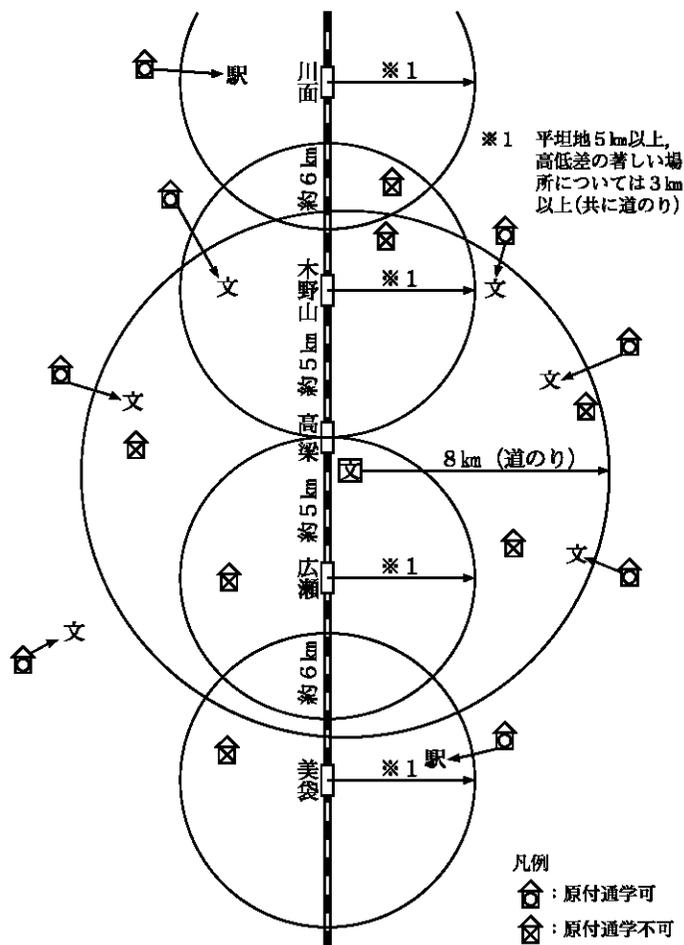
- ① 通学は1学年2学期以降許可する。
- ② 排気量50cc以下のスクータ型またはカブ型とし、完全整備車であること。
- ③ ヘルメットはゼット（ジェット）型の白色ヘルメットであること。
- ④ 学校規定のステッカーを所定の位置に必ず貼付すること。
- ⑤ 通学以外の目的には使用しないこと。
- ⑥ 無免許運転が発覚した場合は、特別指導を終了した日から起算して、1年間に経過するまで通学許可申請ができない。
- ⑦ 月1回、原付安全運転報告書を提出すること。
- ⑧ 交通指導規定に違反した場合は学校の指導に従うこと。
- ⑨ 原付の使用日は実登校日とする。（ただし、実登校日とは授業日、学校行事、部活動、教科・資格等の補習日をいう。）
- ⑩ 任意保険に必ず加入すること。
- ⑪ 免許取得者は1年毎に、自動車安全運転センターが発行する「SDカード」を生徒課（交通係）に提出すること。

(6) 通学区間に関する条件

- ① 自宅～最寄のJR駅とする。ただし、最寄のJR駅が木野山駅・備中高梁駅・備中広瀬駅の場合に限り学校に乗り入れてもよい。
- ② 通学路については学校の許可した経路とする。
- ③ ガソリンスタンドは通学経路上の申請した場所とする。

(7) その他の条件

- ① 寮生・下宿生の原付による帰省は原則として認めない。ただし、事情を考慮して校長が認めることもある。
- ② 防寒のための衣服の着用を認める。また、雨天時の通学には必ず合羽を着用すること。
- ③ 原付は貸借しないこと。
- ④ 改造しないこと。



原付通学許可条件等概念図

3 普通自動車運転免許及び準中型免許取得について

- (1) 3年生に限る。
- (2) 自動車教習所入所許可願を提出し、許可を得たのち教習所に入所することができる。
- (3) 入所については次のとおりとする。

① 教習所入所は、1学期終業式の翌日以降とする。(入所は誕生日の1ヶ月前から可能である。)

② 合宿による教習は、夏期休業中と卒業考査終了後のみ可とする。

4 教習日は、定期考査期間(考査発表日から考査最終日まで)と学校行事等のある日には教習してはならない。

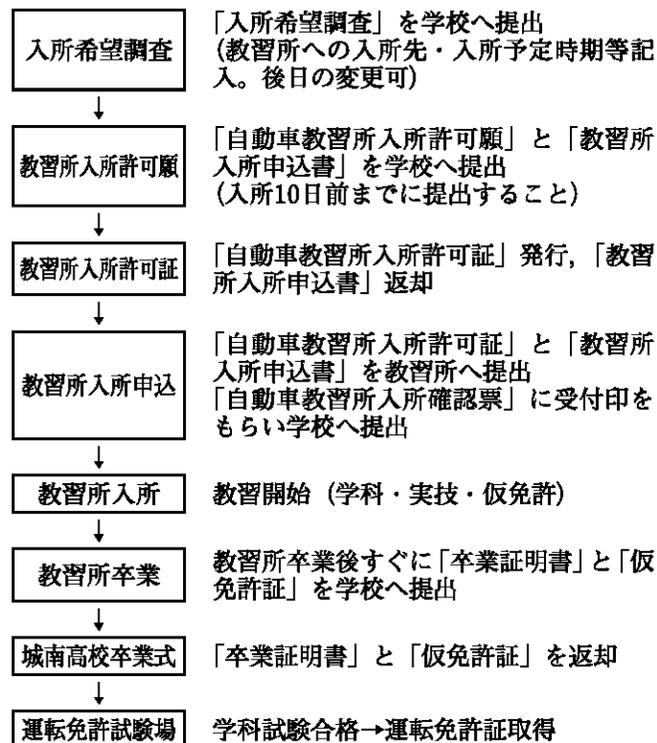
5 運転免許証の取得について
 運転免許証を取得できるのは卒業式翌日以降である。(運転免許試験場で学科試験に合格すると交付される。)

6 教習所を卒業した場合の措置
 「卒業証明書」と「仮免許証」は学校(生徒課交通係)で預かり、卒業式当日に返却する。

7 その他

- (1) 教習中は必ず制服を着用すること。
- (2) 教習状況を視察するため教員が教習所を訪ねることがある。
- (3) 無断教習・無断取得は絶対にしないこと。

8 運転免許証取得までの流れ及び手続き



第6章 諸願・届について

願、届は必ずホームルーム担任に提出しなければならない。

1 欠席、忌引、遅刻、早退

(1) 欠席、忌引

欠席、忌引はできるだけ事前に保護者が連絡すること。忌引日数は、父母7日、兄弟姉妹・祖父母3日、おじおば・曾祖父母・同居者1日とする。

(2) 遅刻、早退

遅刻は生徒課の入室許可証をもって入室し担当教師に提出すること。早退は早退許可証に担任と生徒課の許可を受けること。

2 入学、退学、転学、休学

(1) 入学を許可された者は住民票の写しを提出すること。

(2) 家庭の事情その他で退学または転学しようとするときは、所定の願により願い出ること。

(3) 病気その他の理由で休学しようとする場合は、所定の休学願に医師の診断書を添え願い出ること。

- 3 身分、成績、在学証明書および推薦書
- (1) 生徒はもれなく学年始めに身分証明書の交付を受け、必要に応じいつでも提出できるように準備しておくこと。
 - (2) 成績証明書、在学証明書、就職などの校長の推薦書の交付を願い出る場合は、交付願により手続きをすること。学割、通学定期の交付手続きは午前中に行うこと。
- 4 下宿等は原則として許可しない。ただし、親戚または特別の理由がある場合は審議により許可する。その場合「下宿願」を提出すること。全国募集により県外から入学を許可された場合においては別途定める。
- 5 外泊をともなう旅行、野外活動等をしようとするものは、所定の用紙により届け、許可を受けること。
- 6 集会、合宿、強化練習、対外試合等
学校の内外で集会、合宿、強化練習、対外試合等を計画又は参加するときは、所定の手続きにより許可を受けること。
- 7 感染症
家庭または近隣に感染症が発生した場合

は速やかに届け出ること。